

日行連発第 1589 号
令和 3 年 2 月 18 日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
国際・企業経營業務部
部長 坪川 貞子

中小企業庁からの要請による「一時支援金の事業確認機関への登録」について
(至急依頼)

今般の新型コロナウイルスの感染拡大を受け、中小企業庁より、緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金制度を創設するにあたり、不正受給防止等の観点から事前に事業の確認を行う「事業確認機関」を募集することとなったため、行政書士（行政書士法人を含む）に一時支援金の事業確認機関として登録いただきたい旨の協力依頼がありました。

一時支援金の事業確認機関については、本会から中小企業庁へ働きかけを行い、資格を有する者のカテゴリーで事業確認機関として、行政書士・行政書士法人を対象とされたものです。

今回の登録にあたっては、制度発足時に一定数の事業確認機関が確保されることを重視し、さしあたり、個人ベースでの応募ではなく、各該当団体においてリスト化を図り、それをまとめて中小企業庁に報告することで、一括で登録する形態での依頼となっており、一定の登録者数が求められております。

各単位会におかれましては、各単位会役員相当数以上のリスト化を目指すようご協力いただきたくお願い申し上げます。

中小企業庁からは、一両日中に、報告のための Excel 様式を本会に通知するとご連絡を受けています。通知を受け次第、あらためて各単位会にご連絡させていただきます。

各単位会におかれましては、添付の「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金における事業確認への協力依頼（案）」中の、別紙 1「事業確認機関への登録に関する申込内容について」における各項目について、掲載準備いただきますようお願いいたします。（追ってお送りする Excel 様式にて本会にご報告いただくこととなります。）

なお、事業確認機関として対応できる行政書士・行政書士法人は、本登録が完了していることが必要となります。登録リストについては、後に中小企業庁の HP に公表され、そのリストを基に各事業者は、事業確認機関を選び、依頼することとなります。事業確認機関として事業確認の方法は、対面だけでなく、インターネットを利用したテレビ会議システムにおいても可能となっておりますので、一定の実務経

験や見識等を踏まえ、各単位会の役員相当数以上の人数についてご登録対象として頂きたく、重ねてお願い申し上げます。

なお、事業確認機関の登録については、今回以降も二次募集・三次募集等が予定されるとのことです。

これらの内容が固まってきたのはこの1週間ほどで、本会としても短期間で体制を整えつつ緊急的に中小企業庁の要請に対応しているところです。各単位会におかれましては、大変急なことで体制整備が難しいところとは存じますが、新型コロナウイルスの影響を受けたできるだけ多くの事業者の方々に支援金が行き渡るよう、引続きの中小企業等支援活動に、ご理解ご協力をお願い申し上げます。

1 登録者リストの報告について

- (1) 報告様式：追って、中小企業庁から提供される様式により報告
- (2) 報告期限：令和3年2月24日（水）12:00まで
- (3) 報告先：gyoumu3@staff.gyosei.or.jp

2 添付資料

- (1) 「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金における事業確認への協力依頼（案）」※中小企業庁により調整中の文書です。
- (2) 緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金の概要。

以上

本資料は、中小企業庁の元案文書に対し、日行連が一
部修正を要請している内容も反映させています。

2021年2月●日
中小企業庁長官官房総務課

時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。中小法人・個人事業者等への支援に当たっては、いつもご協力を賜り改めて御礼申し上げます。

この度、中小企業庁では、2021年1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等に、緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金（以下「一時支援金」という。）を給付いたします。

一時支援金の給付に当たっては、一時支援金を誤って受給してしまうことを防ぐため、一時支援金の給付に係る申請を希望する者（以下「申請希望者」という。）が、「事業を実施しているのか」や「一時支援金の給付対象等を正しく理解しているか」等についての事前の確認（以下「事業確認」という。）を行います。

事業確認を行う機関・者（以下「事業確認機関」という。）については、今後、中小企業庁がデロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社に委託している一時支援金の事務局（以下「事務局」という。）によって、認定経営革新等支援機関、同機関に準ずる機関、その他特定の機関・有資格者（以下「認定経営革新等支援機関等」という。）から募集を行う予定です。

以下のとおり、事業確認機関への登録申込や事業確認の方法等について公表いたしますので、認定経営革新等支援機関等におかれては、ご確認いただいた上で、事業確認機関としての登録申込及び事前確認の実施にご協力いただけますようお願いいたします。

1. 事業確認機関としての登録申込

(1) 事務局は、以下の認定経営革新等支援機関等から事業確認機関を募集します。

- ①認定経営革新等支援機関（税理士、公認会計士、弁護士、中小企業診断士、行政書士、地域の支援センター、よろず支援拠点の実施機関、民間コンサルティング会社等）
- ②認定経営革新等支援機関に準ずる機関（個別法に基づき設置された機関）
 - ・商工会及び商工会連合会
 - ・商工会議所
 - ・農業協同組合及び農業協同組合連合会
 - ・漁業協同組合及び漁業協同組合連合会
 - ・預金取扱金融機関
 - ・都道府県中小企業団体中央会
- ③上記を除く、個別法に基づく士業関連機関・者
 - ・税理士
 - ・税理士法人
 - ・中小企業診断士
 - ・公認会計士
 - ・監査法人
 - ・**行政書士**
 - ・**行政書士法人**

- (2) 登録の申込期間は、2021年2月●日から2021年4月●日までとしますが、一時支援金の申請状況や事業確認機関の登録状況を踏まえて変更する可能性があります。
- (3) 事務局が設置するホームページ上の申込フォームから、別紙1に定める内容の入力を行い、登録を申し込んでください。事務局において、登録申込のあった機関・者からの申込内容を確認し、その適格性を認めた場合には、事業確認機関として登録するとともに、事業確認に必要なアカウント情報等を通知します。**別途、全国団体等を通じて、登録内容をとりまとめの上、登録する場合があります。**なお、暴力団との関係を有する者の登録は認めません。
- (4) 申請希望者が、事業確認機関を探して連絡を取ることができるようにするため、名称、属性、所在地、連絡先（電話番号、メールアドレス等）を事務局が設置するホームページ等で公表します。

2. 事業確認機関の業務内容

- (1) 事業確認機関は、申請希望者の求めに応じて、別紙2に定める事業確認マニュアルに基づいて、申請希望者が「事業を実施しているのか」や「一時支援金の給付対象等を正しく理解しているか」等の確認を自ら行い、事務局が準備するシステムにより、事業確認通知番号を発行してください。なお、申請希望者が、事業を実施していることや一時支援金の給付対象等を正しく理解していることを確認できない場合には、事業確認通知番号を発行しないでください。その上で、申請希望者に対して、事務局ホームページで給付要件等の制度の詳細を確認するようにお伝えして、事業確認を終了してください。
- (2) 事業確認は、原則として、インターネットを利用したテレビ会議システム又は対面で、「事業を実施しているのか」や「一時支援金の給付対象等を正しく理解しているか」等の確認を行ってください。ただし、申請希望者が自らの会員、顧問先又は事業性融資先である場合には、電話で「一時支援金の給付対象等を正しく理解しているか」等のみの確認をもって代えることができます。なお、その場合には、中小企業庁又は事務局から、当該申請希望者が事業確認機関の会員、顧問先又は事業性融資先等であることを証明する書類の提出を求める場合があります。
- (3) 申請希望者から事業確認通知番号の発行を強要されるなどのやむを得ない理由により、適切に事業確認が実施できなかったにもかかわらず、又は著しく不審な点があったにもかかわらず、事業確認通知番号を発行した場合には、速やかに事務局の相談窓口へ報告してください。また、事業確認事項を満たすために事業確認通知番号を発行したものの、不審な点がある場合には、その内容を記録してください。なお、中小企業庁又は事務局から、申請者に関する問合せを行う場合もあります。
- (4) 事業確認機関は、情報管理、秘密保持、個人情報の取扱いを適切に行ってください。
- (5) 申請希望者による事業確認機関の選定を助けるため、事務局から申請希望者に対して、以下のとおり案内します。

①身近な事業確認機関に事業確認を依頼してください。原則として、事務局ホームページに掲載の商工会／商工会議所会員の方は商工会／商工会議所に、農協／漁協の組合員の方は農協／漁協に、中小企業団体中央会の会員は中小企業団体中央会に、銀行と事業性の与信取引がある方は銀行に、顧問の士業がいる方は当該士業に確認を依頼してください。

②事業確認を行っていただける事業確認機関が見つからない場合には、事務局のコールセンターまでご相談いただくか、事務局が設置するホームページで他の事業確認機関をご確認ください。

- (6) 事業確認機関は、自らの会員、顧問先又は融資先以外からの申請希望者から事業確認の求めがあった場合についても、可能な範囲でご対応いただけますようお願い申し上げます。なお、申請希望者の求めがあったとしても、自らが実施できない旨を説明した上で、事業確認を行わないことを判断して差し支えありません。その場合、申請希望者に対して、コールセンターまでご相談いただくか、事務局が設置するホームページで他の事業確認機関を検索するようお願いください。
- (7) 事業確認の受付期間は2月下旬から一時支援金の申請期限までを想定しております。詳細については、決まり次第、経済産業省のホームページで公表します。

3. 責任の所在

事業確認機関は、中小企業庁又は事務局が定める事業確認の方法に則り、事業確認を実施している限りにおいては、自らが事業確認した申請希望者が給付要件を満たさない申請・受給を行ったとしても、その責任を負いません。ただし、故意に給付要件を満たさない申請希望者に事業確認通知番号を発行するなど不正な行為を行った場合は、この限りではありません。そのおそれがある場合には、当該事業確認機関のアカウントを停止し、事務局から問合せを行う場合があります。

4. 事務手数料について

- (1) 事務局は、全ての一時支援金の給付を終えてから●ヶ月以内に、事業確認機関に対して、当該事業確認機関が事業確認した申請希望者のうち一時支援金を適切に受給した者の数（以下「確認後受給者数」という。）が30者以上の場合には、確認後受給者数に1,000円（税込）を乗じた額を事務手数料として支払います。後日、支払に際して、事務局から、該当者に確認後受給者数をお伝えした上で、振込先口座等の情報の提出を依頼し、引き続き、支払をご希望の事業確認機関に支払を行います。なお、事業確認機関は、事務手数料の支払を受けることを辞退することもできます。
- (2) 事業確認機関が、故意に不正な行為を行った場合には、一切の事務手数料を支払いません。また、支払後に当該不正な行為を行った事実が判明した場合には、支払った事務手数料の全額に年3%の割合で算定した延滞金を加え、これらの合計額にその2割に相当する加算金を加えた金額の返還を求めます。
- (3) 事業確認機関は、事務局から事業確認に関する事務手数料の支払を受ける場合には、申請希望者から事業確認の対価（報酬）を得ることはできません。なお、事務手数料の支払いを受けることを辞退した場合には、この限りではありません。また、申請希望者から申請のサポートの対価（報酬）を得ることはできますが、申請フォームの記入・送信を有償で代行することは、行政書士法に抵触するおそれがあるのでご注意ください。報酬を受ける場合には、申請希望者の中小法人・個人事業者等が厳しい経営環境にあること等も踏まえ、当該対価（報酬）については、柔軟にご対応いただくようお願いいたします。

5. 事業確認機関のサポート

- (1) 中小企業庁は、事業確認の実施方法及びQA等を別紙のとおり公表します。
- (2) 事務局は、事業確認機関専用の相談窓口としてコールセンターを設置し、事業確認機関の相談に応じます。なお、相談窓口は2月下旬から当面の間、設置します。

中小企業庁により調整中

(別紙1)

事業確認機関への登録に関する申込内容について

1. 法人の場合

(1) 申込フォームへの記入内容

- ① 属性（認定経営革新等支援機関、準ずる機関、その他機関・者）
- ② 登録番号（認定経営革新等支援機関番号、士業等登録番号、金融機関コード等）
- ③ 法人番号
- ④ 法人名
- ⑤ 本店又は支店所在地
- ⑥ 代表者氏名
- ⑦ 連絡窓口者氏名、連絡先（電話番号、メールアドレス）
- ⑧ 担当者氏名、連絡先（電話番号、メールアドレス）
- ⑨ 事務手数料の希望又は辞退の旨
- ⑩ 法人のホームページ（任意）

2. 個人事業主の場合

(1) 申込フォームへの記入内容

- ① 属性（認定経営革新等支援機関、準ずる機関、その他機関・者）
- ② 登録番号（認定経営革新等支援機関番号、士業等登録番号、支店コード等）
- ③ 屋号
- ④ 代表者
- ⑤ 事業所所在地
- ⑥ 生年月日
- ⑦ 代表者氏名、連絡先（電話番号、メールアドレス）
- ⑧ 担当者氏名、連絡先（電話番号、メールアドレス）
- ⑨ 事務手数料の支払いを受ける意向の有無
- ⑩ 個人事業主のホームページ（任意）

(別紙2)

一時支援金に関する事業確認マニュアル

事業確認機関は、事務局が用意するシステム上で、以下の1.～9.について確認を行い、適切だと判断した場合は、システム上で必要事項の入力等を行ってください。全ての内容の入力又は確認を行った後に、送信ボタンを押下してください。

事業確認に当たっては、テレビ会議又は対面で実施してください。ただし、申請希望者が、自らの団体の会員、顧問先又は事業性融資先であり、日頃から事業実態を確認している事業者の場合は、電話で以下の1.及び6.～9.のみについて実施することをもって代えても構いません。その場合には、中小企業庁又は事務局から、当該申請希望者が事業確認機関の会員、顧問先又は事業性融資先等であることを証明する書類の提出を求める場合があります。

※本内容については、開発中のシステムの仕様等により、内容が変更となる可能性があります。

1. 「事業状況確認を開始」を押下して登録を開始します。申請希望者が、自らの団体の会員、顧問先又は融資先で、日頃から事業実態を確認している事業者であり、電話で以下の1.及び6～8.のみについて実施する場合には、「一部確認」のボタンを選択してください。上記に該当しない場合は、「全部確認」のボタンを選択してください。申請希望者から「申請ID」「電話番号」「(法人の場合は)法人名」「(個人の場合は)氏名」「(個人の場合は)生年月日」を聴取してください。

2. 来訪者が申請希望者本人であることや(法人の場合は)法人を代表している者であることを確認してください。

- 1. で聴取した申請希望者の氏名と本人確認書類※¹に記載の氏名が一致しているか。
- 申請希望者の顔と本人確認書類の写真が一致しているか。
- 履歴事項全部証明書に記載の代表取締役氏名※²と本人確認書類に記載の氏名が一致しているか。

※¹「運転免許証(両面)」「マイナンバーカード(オモテ面のみ)」「写真付きの住民基本台帳カード(オモテ面のみ)」「在留カード」「特別永住者証明書」「外国人登録証明書」「住民票の写及びパスポート」のいずれか。

※²申請希望者が、代表取締役から事業確認を受けることを委任された者である場合には、申請希望者の氏名でも良い。その場合には、委任状(委任内容、委任者、受任者が明確である限りは書式自由)に記載された受任者氏名と本人確認書類に記載の氏名の一致を確認する。

3. 申請希望者の事業に関する書類の有無を確認してください。

- 收受日付印の付いた※³2019年及び2020年※⁴の確定申告書の控え※⁵はあるか。
- 2019年から2021年対象月までの各月の帳簿書類(売上台帳、請求書、領収書等)はあるか。
- (事業の取引に用いている)通帳はあるか。

※³e-Taxの場合は受信通知メールのある確定申告書の控えを確認する。

※⁴2020年に新規創業した事業者は開業以降の書類を確認する。

※⁵確定申告義務がない場合その他相当の事由がある場合は住民税の申告書の控えの有無を確認する。

4. 2019年又は2020年の中から任意に選んだ複数の年月について、それぞれ以下を確認してください。

- X₁年 X₂月の取引のうち、任意に選んだ1つの法人等※⁶との取引に関する請求書又は領収書等について、請求書又は領収書等に記載の「取引先名称」「金額」が通帳に記帳されているか。
 - X₃年 X₄月の取引のうち、任意に選んだ1つの法人等との取引に関する請求書又は領収書等について、請求書又は領収書等に記載の「取引先名称」「金額」が通帳に記帳されているか。
- ※⁶屋号が明らかな場合など、個人ではないと識別可能な個人事業者も含む。

5. 申請希望者の事業に関する書類（3及び4関連）が存在しない場合、又は存在するが、不審な点がある場合には、事業概要（提供商品・サービス、主要な顧客、事業開始時期及び従業員数等）等について質問してください。

- 事業に関する書類が存在しない合理的な理由があるか。
- 質問した事業概要について回答があり、その回答内容に不審な点が認められないか。

6. 申請希望者が給付対象や宣誓・同意事項等を正しく理解していることを確認するため、以下を質問してください。

- 緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により売上が減少していたとしても、前年又は前々年の同月比で売上が50%以上減少しなければ、一時支援金の給付要件を満たさないことを認識しているか。
- 前年又は前々年の同月比で売上が50%以上減少したとしても、緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛による影響ではない場合は、一時支援金の給付要件を満たさないことを認識しているか。

(例)

- ・事業活動に季節性があるケース（例：夏場の海水浴場）における繁忙期や農産物の出荷時期以外など、通常事業収入を得られない時期を対象月としている場合
 - ・売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により、対象月の売上が減少している場合
 - ・法人成り又は事業承継したため営業日数が少ないために売上が減少した月を対象月としている場合
- 事業を実施していない、サラリーマンやアルバイト、学生等は、一時支援金の給付対象ではないことを認識しているか。
 - 一時支援金の給付を受けた場合、「2019年以降の確定申告書、帳簿書類」及び「緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響の証拠書類」には7年間保存する義務及び中小企業庁又は事務局から求められた場合に速やかに提出する義務があることを認識しているか。
 - 「地方公共団体による営業時間短縮要請に伴う協力金の支払い対象となっている飲食店」「公共法人」「風営法上の性風俗関連として届出義務のある者」「政治団体」「宗教法人」「暴力団を排除していない事業者」は給付対象外であることを認識しているか。
 - 廃業又は破産等の予定であり、今後、事業を継続する意思がない場合は給付要件を満たさ

ないことを認識しているか。

- 宣誓・同意書を全て読んだ上で自署したか。
- 一時支援金の不正受給等を行った場合や書類の保存義務・提出義務を遵守しなかった場合、事務局等の調査に応じなかった場合、宣誓・同意書に違反した場合は、受給額に延滞金及び2割の加算金を加えて返還する義務を負うことや、氏名等の公表及び刑事告発され得ることを認識しているか。

7. 申請希望者に「誤りなく正しく申請するため、申請前に、事務局ホームページに掲載されている『給付対象』『よくあるミス』『不正受給等に注意』（仮称）の資料を必ず読んでください」とお伝えください。なお、対面で確認を行う場合は、同資料を印刷して、紙面でお渡しいただいても結構です。

8. 最後に、システム上の「登録ボタン」を押下してください。事業確認通知番号が発行されますが、申請者希望者にお伝えする必要はありません（事業確認機関のアカウントページに履歴が残ります）。また、確認結果は、事務局に自動的に通知されますので、通知に関する特段の作業は必要ありません。なお、申請希望者が、事業を実施していることや一時支援金の給付対象等を正しく理解していることを確認できない場合には、事業確認通知番号を発行しないでください。また、事業確認通知を発行したものの、著しく不審な点があり、申請希望者が給付要件を満たさないおそれがある場合には、その旨を事務局の相談窓口まで報告してください。

9. 事務手数料の精算の段階で、事業確認通知番号を発行した者に対して給付された場合は、精算書類等とともにご連絡いたします。万が一、自らが事業確認通知番号を発行していない事業者に対して給付されていることを覚知した場合には、事務局の相談窓口※まで、その旨を報告してください。

<相談窓口>

- ・ 事業確認機関専用の相談窓口：0120-●●●●-●●●●
- ・ 申請希望者専用の相談窓口：0120-●●●●-●●●●

(別紙3)

よくある質問及び回答 (検討中)

問1. 申請希望者は事業確認を第三者に委任することができるのか。

答: 中小法人等の場合は、代表取締役が自らの従業員等に事業確認を受けることを委任することができます。一方で、個人事業者等の場合には、本人が事業確認を受ける必要があります。なお、本人が未成年であるなど、合理的な理由がある場合には、第三者による同伴を認めます。

問2. 別紙2の「3」に関連して、書類の有無の確認について、書類に記載されている内容は確認しなくて良いのか。

答: 書類の内容を子細に確認する必要はありませんが、確定申告書又は帳簿書類等として体裁が整っているかについては確認してください。例えば、確定申告書であれば、收受印のおされた所定のフォーマットであるかを確認してください。帳簿書類であれば、日付、商品名、販売先、取引金額等の基本的な事項が月別に記載されているかを確認してください。なお、確定申告書の控えについては、その写しであったとしても問題ありません。

問3. 別紙2の「5」に関連して、どのような場合に不審な点があると言えるのか。

答: 例えば、自らが持参した書類が何であるかを理解していない場合、質疑応答内容を紙にメモして読み上げているなど自分事のように話していない場合、売買の取引数が著しく少ない場合、第三者の指示を受けながら回答している場合等が挙げられます。

問4. 別紙2の「5」に関連して、事業に関する書類が存在しない合理的な理由とは何か。

答: 例えば、個人事業者等であって、雑所得又は給与所得で確定申告を行っており、かつ現金授受による取引を行っているために、請求書や通帳が存在しない場合等が挙げられます。

問5. 本紙2.(3)及び別紙2の「5」に関連して、申請希望者から回答のあった事業概要について、どのような場合に不審な点があると判断すれば良いのか。

答: 質疑応答内容を紙にメモして読み上げているなど自分事のように話していない場合、回答に著しく時間を要している場合、回答に整合性がない場合、第三者の指示を受けながら回答している場合等が挙げられます。

問6. 別紙2の「6」に関連して、申請希望者が質問内容に対して「分からない」と回答した場合はどのように対応すれば良いのか。

答: 質問の趣旨を丁寧にお伝えください。それでも「分からない」との回答があった場合には、事業確認を終了して、事務局の相談窓口にお問い合わせいただくようお願いください。

問7. 別紙2の「6」に関連して、事業を実施していれば、サラリーマン、アルバイト、学生であってもチェックを付けて良いのか。

答: 事業を実施していれば、給付要件を満たす限りは、サラリーマン、アルバイト、学生であっても給付対象になります。そのため、事業を実施していれば、チェックしてください。

問 8. 別紙 2 の「6」に関連して、自らが、緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等減少の影響を受けているのか、どのような証拠書類を保存すれば良いか問われた場合はどのように回答すれば良いのか。

答：事務局のホームページに掲載の●●を参考に具体例をお伝えください。具体例に当てはまらない場合については、事務局の相談窓口にご相談するようお願いください。

問 9. 別紙 2 の「8」に関連して、どの程度不審な点があった場合に事務局に報告すれば良いのか。

答：例えば、申請希望者が、「自身は給付要件を満たさない」といった趣旨の発言を行った上で、その発言を撤回して、その後に質問事項には適切に回答した場合等が挙げられます。

問 10. 事業確認事項を満たさないにもかかわらず、事業確認番号の発行を依頼された場合はどのように対応すれば良いのか。

答：事業確認事項を満たさない旨をご説明いただいた上で、事業確認を終了してください。

問 11. 事業確認を行った申請者が、その後の審査の過程で不正な申請であったことが判明した場合、事業確認機関に責任を問われることはあるのか。

答：事業確認機関は、中小企業庁又は事務局が定める事業確認の方法に則り、事業確認を実施している限りにおいては、自らが事業確認した申請希望者が給付要件を満たさない申請・受給を行ったとしても、その責任を負いません。ただし、故意に給付要件を満たさない申請希望者に事業確認通知番号を発行するなど不正な行為を行った場合は、この限りではありません。（そうしたことが行われているおそれがある場合には、事務局から問合せを行う場合があります）。

問 12. 業務が繁忙な場合や自らの会員等ではない申請希望者から事業確認の依頼があった場合、断ってもいいか。

答：自らの会員、顧問先又は事業性融資先以外からの申請希望者から事業確認の求めがあった場合についても、可能な範囲でご対応いただけますようお願い申し上げます。なお、申請希望者の求めがあったとしても、自らが実施できない旨を説明した上で、事業確認を行わないことを判断して差し支えありません。その場合、申請希望者に対して、事務局が設置するホームページで他の事業確認機関を検索するかコールセンターに問い合わせるようお願いください。

問 14. 国からの事務手数料に加えて、申請希望者に対価（報酬）を求めてもいいのか。

答：事務局から事業確認に関する事務手数料の支払を受ける場合には、申請希望者から事業確認の対価（報酬）を得ることがないようにしてください。なお、事務手数料の支払いを受けることを辞退した場合には、この限りではありません。また、申請希望者から申請のサポートの対価（報酬）を得ることはできますが、申請フォームの記入・送信を有償で代行することは、行政書士法に抵触するおそれがあるのでご注意ください。報酬を受ける場合には、申請希望者の中小法人・個人事業者等が厳しい経営環境にあること等も踏まえ、当該対価（報酬）については、柔軟にご対応いただくようお願いいたします。

1. 緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金の概要

- 2021年1月に発令された緊急事態宣言※に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様に、「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金（以下「一時支援金」という。）」を給付いたします。なお、一時支援金の給付要件等は、引き続き検討・具体化しており、変更になる可能性があります。

給付額 = 前年又は前々年の対象期間の合計売上 - 2021年の対象月の売上×3ヶ月

中小法人等

上限**60**万円

対象期間

1月～3月

個人事業者等

上限**30**万円

対象月

対象期間から**任意**に選択した月

給付対象について

ポイント1

緊急事態宣言に伴う**飲食店時短営業又は外出自粛等の影響**を受けた事業者は対象となり得る。
(飲食店時短営業又は外出自粛等の**影響を示す証拠書類の保存**が必要です。申請時に提出は不要ですが、求められた場合は提出してください。)

ポイント2

2019年比又は2020年比で、2021年の1月、2月又は3月の**売上が50%以上減少**した事業者

注1：「飲食店時短営業又は外出自粛等の影響」とは、緊急事態宣言の再発令に伴い、緊急事態宣言の発令地域（以下「宣言地域」という。）の飲食店と直接・間接の取引があること、又は、宣言地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたことを指します。

注2：給付要件を満たす事業者であれば、業種や所在地を問わず給付対象となり得ます。なお、店舗単位ではなく、事業者単位の給付となります。

注3：一方、宣言地域に所在する事業者であっても、給付要件を満たさなければ給付対象とはなりません。なお、宣言地域には、同緊急事態宣言が一度発令され、その後解除された地域も含まれます。

注4：飲食店の時短営業又は不要不急の外出・移動の自粛以外の理由であれば、売上が50%以上減少していても対象外です。

注5：都道府県から時短営業の要請に伴う協力金を受給している飲食店は、一時支援金と重複受給できません。

**2019年及び2020年の両方の確定申告書が必要です。申請をご検討の方は適正な確定申告を行ってください。
なお、持続化給付金及び家賃支援給付金は課税対象ですので、受給された方は確定申告が必要になります。**

※新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づき令和3年1月7日に発出した「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」